

令和6年度 第1回湯河原町宿泊税検討委員会 議事録

日時：令和6年10月30日（水）

午前9時30分～午前11時36分

場所：湯河原町防災コミュニティセンター

2階 206会議室

〔出席者〕

宿泊税検討 委員会委員	石田浩二、西山正一、室伏 学、村上一夫、山下真輝、政所利子 田邊 敦 (欠席) 高橋延幸、丸塚順子、森安亮介
町（事務局）	鈴木参事兼地域政策課長、中村地域政策課副課長、宮下観光課長 狩野税務収納課長、山田税務収納課副課長、寺嶋税務収納課主事

〔内 容〕

1 開 会

まだ一名来ていない方がおられますが、定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回湯河原町宿泊税検討委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、また急なお願いにも関わらず、ご出席いただきましてありがとうございます。

私は、湯河原町役場政策グループ参事の鈴木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会につきましては、現在、町で導入を検討しています宿泊税について、そのあり方を検討するために設置したものであり、当委員会設置要綱第2条にあるとおり宿泊税を含めた新たな財源確保に関することや制度内容の検討に関することなど、宿泊税全般にわたりご議論、ご検討いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日は第1回目ということで、委員長が選出されるまでの間、次第に従い、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、内藤町長からご挨拶を申し上げます。

2 町長あいさつ

皆さん、おはようございます。

今日は天気の悪い中お集まりいただき、ありがとうございます。

私が町長就任以来、一番楽しみにしていた委員会が、やっとここで発足できたということで、今日は本当に嬉しく思っています。

先ほど事務局からありましたとおり、この委員会の中では新たな目的税としての宿泊税について、どういう制度でやっていくかということだけではなく、できたら、ど

のように使うかということ、こちらが一番大切になるので、その辺をご議論いただいた中で、何とか観光を今以上に盛り上げていきたいと考えております。

メンバーを拝見いたしますと、結構頼もしい方が揃っているなと思っております。

第1回目は、今までの経緯等の報告になると思いますが、2回目以降には細かな制度設計も入ってくると思います。

あくまでも事務局資料はたたき台と考えていただき、皆さんの活発なご議論の中で、一つ一つまとめていただければと思っています。

また、スケジュール感につきましても、今日一応提示がありますが、自分としては正直言って気に入らない。と言いますのは、仮に1年間で1億2千万円の調定が上がると、1か月遅れると1千万円ずつ収入が減りますので、そのところも今日決まるわけではないですが、頭の中に入れた中で、いろいろとご議論いただければと思います。

これから約1年以上の長丁場になりますが、よろしくお願いいたします。

3 委員紹介

…名簿に基づき紹介。

4 役員選出（委員長及び副委員長の選出）

委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき互選により委員長を選出

委員長 山下 真輝

（委員長あいさつ）

皆さま、改めまして、大変僭越ではありますが、委員長を務めさせていただきます山下でございます。よろしくお願いいたします。

私は、2018年に福岡市の導入に関わりまして、福岡市では2019年からスタートしましたが、それから宿泊税の本格的な研究をしておりました。

去年は長野県阿智村の昼神温泉の制度設計の副委員長もやりましたし、また今年は千葉県委員もやっており、千葉県ではようやくまとまり、ここで報告書も出しました。

今、相当な数の自治体が宿泊税の検討に入っておりまして、この宿泊税を導入できるか、どうか地域観光の未来に大きく関わっていると思っています。

非常に丁寧な議論をしないといけないと思っていますので、しっかり議論が円滑に進むように務めていきたいと思っています。

皆さまのご協力をいただきながら、良い制度設計ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき委員長指名により副委員長を選出

副委員長 政所 利子

…他の公務により町長退席

5 議題

【委員長】

これから委員会の進行をさせていただきます。

皆さまよろしくお願いいたします。

まずはご覧のとおり、委員 10 名のうち、過半数以上が出席されていることから、要綱第 6 条第 2 項の規定により、委員会が成立していることをご報告させていただきます。

また、議題に先立ちまして、本委員会における資料及び議事録につきましては、原則公開としたいと思いますが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【委員長】

ありがとうございます。

では事務局で後日、会議資料及び会議録の公開をお願いします。

(1) 宿泊税検討経緯について

【事務局】

…資料No. 1 に基づき説明。

【委員長】

宿泊税検討経緯ということで、役場内での検討の経緯について、詳しい説明をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

よく他の自治体ですと宿泊税の検討の前に、観光振興財源検討会議みたいなものがあるって、かなり膨大な議論があるのですが、そこは役場のほうで吟味していただいているので、非常に分かりやすく整理されていると思いますが、皆さんいかがでしょうか。

特に無いようなので、皆さんご納得いただいたということで、次の議題(2)に移りたいと思います。

(2) 宿泊税の使途について

【事務局】

…資料No.2に基づき説明。

【委員長】

ありがとうございます。

ここは非常に重要なポイントになりますので、ぜひ各委員の皆さま、ご発言をお願いいたします。

【委員】

宿泊税を入れて、それがいくらになるかというのもあると思いますが、既存事業3億円のうち一般財源から回していた1.3億円をどれだけ減らせるのが大事で、ただこの分を宿泊税に振るだけでは、観光振興には全くならないので、一般財源を減らした上で、プラスαをどのくらい見込んでいくかという議論が必要になっていくと思います。

【委員長】

ありがとうございます。この辺はいかがですか。

基本的に宿泊税というのは、既存事業に新たに加えていくので、3億円プラス1.3億円で、観光予算を大きく増やして、受け入れ体制整備とかマーケティングをするということなのかなと思いますが、役場内の懐事情もあると思いますし、ここで議論できるものかも分かりませんが、方針的にはどうでしょうか。

【事務局】

本年ベースの話をさせていただきます。額が定まっていないところではありますが、実際に財政事情が厳しいところもあり、宿泊税を導入した部分すべてではないですが、一定程度新たな事業に充てるのは当然だと思っていますが、一部を既存事業に充てて財源の確保を図るということも考えております。

ただそれが、どの程度になるのかは、今後の議論の部分になると思っています。

【委員】

今、3億円一般財源から出してもらっている部分を、仮に2億円に減らされて、宿泊税1億円入れて、合計3億円では何も変わらないということになってしまう。

【委員長】

他の自治体では既存予算を減らしたら意味がないということになっていますので、ま

た、これは議会との合意もあるでしょうから、これを機会に既存事業の精査もしたうえでということでしょうか。

この宿泊税を徴収する特別徴収義務者は、宿泊施設になるので、その方々の思いというのも重要になるかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

湯河原町の中で、私が所属している宿泊施設は鍛冶屋という地区にありまして、宿泊施設が点在しているというか、あまり多くない地区になるのですが、現在施設の改修を計画をされていて、リニューアルオープンするにあたって、公共交通や道路整備についてになりますが、今まで宿泊研修施設だったのですが、一般のお客さんが来るにあたり、バスが減らされたりとか、路線が少なくなったりとか、そういう部分と、あと歩道がないため、町民の皆さんも車道を歩いて通勤、通学しているというのもよく見るので、宿泊税を導入するにあたって、観光施策でアピールするのも良いですが、道路整備などにも重点的に割り振りををしていただければと思います。

【委員】

それは、都市計画税ですね。

【委員長】

他の自治体でも宿泊税をハードの整備に使っている所もありますが、道路というよりも、例えば駅のエスカレーターの設置であったり、福岡ではエレベーターの設置にまで使っていたり、宿泊客の利便性みたいなところで、意外と拡大解釈している部分があると思います。

ただ財源という部分で、潤沢に宿泊税があるわけではないので、どこまでハード整備を入れるかは分かりませんが、この機会に問題意識をお伝えされておいたほうが良いと思います。

宿泊税ではなくてもいろいろな予算が考えられると思いますので、今のような観光客と生活者の動線の問題とかは、結構重要な視点ですので、こういう問題意識もあるということをお事務局にお伝えしておきます。

他にいかがですか。

【委員】

本日、私は商工会の総務部長という立場でお邪魔しましたが、湯河原町の商店街連合会の長もしており、更には湯河原駅前通り明店街という駅に接している商店街の会長も

しております。近年、商店街のシャッター化が進んでおり、観光客の皆さんにとってはイメージも良くないので、それを少しでも開けるべく商店街としての活動を進めているのですが、現状厳しい部分もありますが、観光客の皆さんへ湯河原の玄関口である商店街を明るくしていきたいと考えております。

【委員長】

ありがとうございます。

商店街ということで、宿泊客の滞在時間の向上とか、町の魅力向上ということは、宿泊客の増加にもつながりますので、この辺もテーマになるのかなと思いました。

他にいかがですか。

【委員】

委員長は、福岡に関わっていたということで、福岡では一律 200 円でしたっけ。

【委員長】

福岡では 200 円と 2 万円以上は 500 円の 2 階建てになっています。

【委員】

湯河原の場合は、入湯税と宿泊税の 2 本立てで、他市とかは、市内で入湯税がない所もあり、先に入湯税があるところはやらず、入湯税がない所から宿泊税を始めたとか、複雑な議論になっているということ聞いたのですが、町長の話を見ると、もう宿泊税を導入しようという話で、私個人も良いと思うのですが、先に問題点を具体的に言っていたいて、それをクリアしていったほうが、我々にはまだ知識があまりないので、那須高原などは、3%の定率という話もあるみたいで、3 万円アップだと税額が 1,000 円ぐらいになってくるとなると、やるのはいいですが、新しい税金を始める時には、必ずお客様からの声、反響があると思いますので、おいおいそういったご意見を聞かせていただく中で、そのほうが早く進むのかなと思います。

【委員長】

そういったモヤモヤは払拭しておいたほうが良いかと思いますが、そこを考える前に、今、問題提起があったのですが、基本的に入湯税との問題はつきもので、福岡では一律 50 円にしました。福岡であっても入湯税が年間 5,000 万円近くあったのですが、日帰り 50 円、宿泊 150 円だったものを、宿泊税を導入することによって、入湯税を一律 50 円にしました。これが福岡方式です。

長野県のほうは、入湯税は減らさないと、阿智村は県と協議をして整備中なんですけど、

入湯税の金額は下げないで、入湯税は入湯税でいただきましょうと、これは千葉県もそうです。千葉県も県で導入の議論をしていますが、まだ自治体単位ではあまり議論が進んでいませんが、おそらく入湯税がかかる温泉地、あと最近では都市部でも入湯税がかかるところがありますが、基本的には入湯税にはあまり触らない方向で、宿泊税をとる。

お客さんにとっても少ないにこしたことはないと思いますが、今のところ大きな問題になりそうにないという判断になっています。

あと宿泊施設さんの手間ですね、これを徴税コストと言いますが、そういった部分の手間とかシステム改修とか、もろもろの宿泊施設さん側のお声も重要で、今回使途というところにつなげて話すと、そこへのフォローとして、通常であれば税込額の 2.5%、初年度から 5 年間は 3.5%を事務費としてお渡しするというのを徴税コストとして予算化して、宿泊施設さんに徴税コストとしてお支払いするんですね。

あと、これを契機に宿泊施設さんのDX化ですね。チェーンホテルなどシステム改修が進んでいるホテルは良いのですが、ファミリー企業としてやられているところだと中々DX化が進んでいないので、予約管理ですとかその辺のDX化の支援を宿泊税で手厚くして、宿泊施設さんのサポートをする。

更にいうと、採用コストですね、今、宿泊施設さんが人材不足ということがあるので採用や定着の支援を行わないと、宿泊施設がなくなっていくと宿泊税も減っていくということになるので、宿泊施設さんにどうフォローを入れていくかという議論は重要なポイントになると思います。

他にいかがですか。

【委員】

今後の宿泊税の使途というか何に使っていくのか、それから財源と言ったときに結果財源なのか、直接財源なのか。

町の収入全体が上がっていった結果的にと持っていくのかという、その辺がどう伝わっていくかの議論をこの委員会で丁寧にしていく必要があるなというのが一点と。

今、委員がご指摘になったように、日本では今ちょうど発展途上の宿泊税、広く言えば観光税ですよね、入湯税や入域税、白神山地などはそこに入るときにという、観光税と言っても国内に入るときも取ってしまう所もありますし、このような観光税という認識が広まりつつあるところだと思うんですね。

海外の例で恐縮ですが、イギリスのマンチェスターなんかは、先ほどご指摘があった道路ですね、観光客が歩いて行ったりするときに綺麗な景観、非常に広域だけれど、非常に手間がかかるところに、明らかに取りますよでも、歩く観光客にとっては非常に納得感があるであったり、海の清掃もそうですね。

また、スペインのバレンシアなどは、実際にこの収入が観光地に住んでダメージを受

けている市民の住宅費に回していくとか、家賃なんかが軽減されたり、先ほどバスの話もありましたが、これも非常に重要な納得感になると思うんですね。観光客も利用するけど、住民も病院に行くのに便利になったりという納得感に使ったりとか。

あとバルセロナでは、直接的にユニバーサルというかバリアフリーに使っていくんですね、エスカレーターとか、これは直接税金が取られている人にも、受益者にも可視化されているし、住民も分からないところで税金が回っているのではなく、なんか納得できて、この税金が観光に携わる作業だけが潤っているのではないよというが、後々、税金を徴収し続けていくためには、すごく重要だと思います。

だからヴェネツィアなんかは、入島税というのが、「とう」というのが島になるんですけど、あそこは沈没していきますから世界中の人が納得していますよね。

そういう納得感というのが、市民は納得しなくても、世論が納得するとか、今日皆さんから出た意見が大変重要な鍵を握っていくのではと思います。

税金というのは、2、3年で終わってしまっただけではいけないので、1回決めたら続けていくということが難しくないですか。

ですから、今日の皆さんの疑問点や議論を持ち寄って、これからの委員会で細かいところを議論していく必要があると思います。

【委員長】

ありがとうございます。大変大事なご指摘だと思います。

今、使途の話がいろいろと出たんですが、やはり観光を通じてどうなっていくのかとう大きな錦の御旗といいますか、ビジョンがないと納得感というのものないと思います。

温泉地、リゾート地というか観光地でありながら、生活地でもあるので、住民の人たちや農業など一次産業の方もいる中で、観光だけのインセンティブということを見えないようにするかというのが、すごく大事な事かなと思います。

ただ、宿泊税を導入するにあたっては条例を作って、その宿泊税条例の中で使途を明らかにすることになると思いますが、基本的には住んで良し、訪れて良しという言葉に代表されるような住民も幸せになったら、観光客にとっても心地良い空間だよねという部分も大事なポイントなので、先ほど福岡の事例でも話しましたが、住民にとってのメリットも考えましょうということで、駅で階段しかないところにエスカレーターを作るなんていうのは、代表的な例なんですけど、それ以外にも住民の人たちが街歩きしやすくなるようなハード整備にも充てられているようでございます。

この辺は、財源が何十億もあれば、いろいろと振れるのですが、そこまでは無いですから、ある程度精査をして、住民のメリットが観光客のメリットになるということが説明できる施策に関してはしっかりとやられたほうが良いかなと思いました。

結局観光客が増えて、これ自体は直接的に歳入として増えますけど、間接的にも当然メリットがあると思いますし、この財源があるから裏負担として国の予算を使ってレバ

レッジを効かせるということもできるので、国の制度を使って裏負担があるだけで、予算が2倍にも3倍にもなったりするので、いろいろと戦略が立てられると思います。

【委員】

使途は、主に観光振興にさせていただくということと、あとは制度設計が重要といったことかと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

ちなみに、私もまだ詳しく見てはいないのですが、観光計画が25年までということで、この段階ですとまだ宿泊税の導入は見込んでいないと思いますが、今後さらに計画の中では宿泊税の使途についても踏まえた計画になってくるのかなと思います。

できれば、皆さんも疑問点というか、宿泊税のいろいろな情報があると思うのですが、委員として参加されて、それぞれの場所に戻られたときに他の関係者から質問を受けたりすることもあると思いますので、疑問点とかあれば、私もいろいろと関わっているので、お答えできるところもあるかと思いますが、聞いていただければと思います。

それでは、次の議題(3)に移りたいと思います。

(3) 宿泊税制度設計について

【事務局】

…資料No.3に基づき説明。

【委員長】

ここは情報量があつたので、それぞれの項目の論点がありますので、それをお話したほうが皆さんも発言しやすいと思います。

ここが、今日一番時間を使う部分だと思うので、先ほどの使途についての話にも関係する事があると思います。

今の資料の5ページをもう1回ご覧いただいて、ここに全体的に書いてあるのですが、まず課税客体に関しては、いわゆる宿泊施設というのは、旅館さんだけではなく、民泊も含みますし、あとグランピングとかキャンプ場など宿泊契約を伴うもの全般があたります。これも公平感をつけるために、そこまで広げたほうが良いかなと私も思います。

宿泊施設さんが納税義務者になりますよということなんですけど、これが、よくいろいろな地域で、宿泊施設だけに税金をかけるのかという人がいるのですが、宿泊施設さんに税金をかけているわけではなく、来訪者ビジターにかけているということになりますので、皆さんは特別納税義務者としてのコストに関しては、先ほど説明があつたよう

にパンフレットとかシステム改修とかの徴税コスト、場合によってクレジットカードで払われるといったことのフォローとかもありますから、そのご理解でということですね。

徴収方法に関しては、まあいいですね。

申告期限に関しては、基本は毎月納入しなければいけないということです。ただ特例があつて、3か月に1度で良いという場合がありますということですね。これは、福岡などにも当然あつて、金額など先ほど説明があつたような要件があります。

免税点に関しては、いくら以下は取りませんとなると、宿泊施設さんの負担が大きくなるので、福岡や大阪など一部の都市部では労働者のための簡易宿泊とかありますから、観光で来ていないということで7,000円以下からは取っていない、これを5,000円以下にしようかという議論もありますが、基本的には全体からとっている。場合によっては、2,000円とか3,000円くらいのレストハウスでもいただいているが、このような免税点を設けるかどうかというのも、皆さんのご意見によります。

税額・税率ですが、今北海道の倶知安町だけが税率なんですけど、世界のスタンダードは税率です。

例えば、1泊何十万のスイートルームに泊まる人からも200円しかいただかないんですかという話になるので、東京都なんかもそうですが、かなり高額なファイブスター、シックススターホテルからも数百円お願いしますという形なので、税の三原則でいうと、それって公平なんですかという議論になります。

熱海の場合は、一律200円にしましたが、これも宿泊施設さんが分かりにくいので一律にしてくれというのは分かるのですが、3,000円からも200円、10万円からも200円という一律が公平なんですかということと、例えば、福岡のように2万円以下200円、2万円以上500円とした方が、税収が上がるということですね。

これは、各エリアの実態があると思いますから、うちの地区は2万円以上の施設はほとんどないので、一律でいいんですよって所もありますし、導入にあたり定額なのか税率なのかというときに、今税率というのは全国的に宿泊施設さんの抵抗が大きくなっている。

一方、導入の実現性を考えると税額にして一律にするか、2階建て、もしくは3階建てと段階的にするかというのは、皆さんのご意見をいただくところだと思います。

課税免除に関しては、よくあるのは修学旅行を免除するというのがありますが、これも結構煩雑なので、基本的に福岡とかではやらない、その代わり修学旅行生には、宿泊補助ですとか別のインセンティブをつけるという形で、税金は取るけど、補助とかインセンティブをつけるという判断をした所もありますし、京都とかのように修学旅行からは取らないと決めた所もあります。これも皆さんにご意見をいただくポイントかなと思います。

ざっと言うと、それぐらいが論点になりますので、皆さんどこのポイントからでもよいので、ご意見をいただければと思います。

冒頭長くなりましたが、皆様のご意見をお願いいたします。

【委員】

現状、鉱泉浴場施設を伴わない宿泊施設、いわゆる民泊が増えていますが、鉱泉浴場を伴わないと入湯税を徴収していないので、主に民泊ですが鉱泉浴場を伴わない宿泊施設を利用する方は湯河原町に対して、一切お金を払っていないですが、それでありながら、ごみは捨てますし、道は歩きますし、火災からも守られているので、その方々にも応分の負担をしていただきたいので、免税点を設定するとその方々がまた免税されてしまうので、免税点はない方向で考えていただきたい。

先ほど何十万の方からもという話がありましたが、何十万で宿泊したからといって、ごみをたくさん捨てるとは限らないし、火災のリスクも同じだと思いますので、そうはいっても一定金額じゃなくても良いのではないかと思います。

あと都市部ですと、いわゆるホテル、宿泊特化のご利用が多いと思いますが、この温泉観光地では一泊二食の旅館型の宿泊が多いので、2万円を境にすると非常に前後する場合が多くて煩雑になると思いますので、熱海方式に近く、例えば200円で5万円くらいまでは一定にして、5万円以上は京都方式で1,000円にするとか、そのぐらいの差の付け方が適切ではないかと考えています。

【委員長】

ありがとうございます。

段階を付けるにしても、5万円くらいまでの範囲が良いのではないかとということです。これは多分今まで全国的にもないパターンなので、湯河原としての実態に寄せるとそうということであれば、それも一つの議論の余地かなと思いますし、今ちょうど境目がとおっしゃいましたが、これも一泊二食付きのお宿さんの場合は、18,000円なのか20,000円なのかという境目が結構あるというのはよく聞きます。

これで税収が結構変わってきますので、税収が変わると、それでやれることも全然変わってきますから、そことのバランスですね。

宿泊施設さんの煩雑ということも考慮しないといけませんし、それによって数千万、下手したら半分くらい変わってくることもあるので、税収をそこまで取れるのであれば、宿泊施設さんでもなんとか対応しようという判断なのか。ここはまた皆さんの納得性みたいなところですね。

これは、税収の計算は難しいですね、一律であれば出しやすいですが、割合が見えないので、結果的にもしかしたら2億円を超えてくるのか、200円、500円を設定した場合ですね。そこが分かりませんが、いずれにしても段階をつけたほうが良いが、額は考慮する必要があるというご指摘をいただきました。

ありがとうございます。

【委員】

大賛成です。理事長のお話がドンピシャだったと思います。

同じ旅館で、価格設定が違うところがあるんですね。

5万円以上くらいになると、一つの商品として7万円とかあるんですけど、例えば、3万円くらいまでだと18,000円のプランもありますし、特別室とかちょっと良いお部屋になってくると同じ旅館でも超えちゃうんですね。そうすると同じ旅館で計算するときに定額で5万円くらいあれば、だいたいおさまるかなというのが大まかな判断基準で、間違いが、これは会社の教育なんですけど、細かく分けているところの境目だとさっき言った人が200円と言ったけど、ちょっとプランを変えると上がりますとなるとお客様の印象も出てくると思いますし、ある程度安全パイな切り口でやられたほうが良いと思うし、室伏理事長が言った金額くらいが湯河原ではトラブルがないと思います。

見直しは、また別として景気の動向でやれば良いと思います。

【委員長】

5万円以上というのも、それなりにはあるという感じですか。

【委員】

それなりにはあります。

【委員長】

ちなみに宿泊税によって、競争力が落ちるのではないかという心配をする声もありますが、例えば、オンライントラベルエージェントで掲載されるときには、宿泊税は含まれないので、通常は部屋代しか出ないので、事前決裁した人は、ホテルにチェックインした時にそれだけください、下手したら200円だけくださいとなるのですが、旅行会社がパッケージ旅行で組むときは、宿泊税も含めて旅行代金になっているケースがほとんどだと思うので、その場合は宿泊施設さんは、旅行会社に請求することになります。

なので、表向き宿泊税は別途かかりますと小さく書いていることが多いので、お宿の料金が宿泊税によって、高く見えることにはならないということで、基本的に導入した自治体でのアンケート調査を見ると、宿泊税を導入したから、お客さんが減るということにはなっていないというのが今の実態なので、今、皆さんからは、あまりその懸念はなかったですが、今のところその辺の心配はないのかなと思っていますので、段階をつけてでも高めの設定もありかなと思いました。

【委員】

今の話で、入湯税は関東圏においては超過課税している団体は存在しないということ

で、記載がありますが、北海道ですとか西のほうの遠方では超過課税しているところもあるようですが、関東圏ではそういうところはないので、また、宿泊税ですとお隣の熱海で導入の方向が出ていますので、また、この湯河原は湯河原温泉と伊豆湯河原温泉と静岡県熱海市と神奈川県湯河原町にまたがっている温泉地ですので、そこは高い宿泊施設さんで誤差があったとしても、通常の多くの安い料金のご宿泊のお客様には同額程度でバランスをとっていただけらなと思っています。

また、計算の手間という意味からいくと、かつて特別地方消費税というのがありまして、15,000円を超えると3%課税というものですが、当日4人が3人にたまたま減ったら税金まで変わるというように、非常にトラブルが多かったと記憶しているので、そんなことも考慮していただけたらと思います。

【委員長】

確かに隣の熱海とのバランスというのも、一つの視点かなと思います。

【委員】

8ページの最後のほうに一泊という部分が記載されていますけど、定額というのは一泊分なのか、連泊の場合は泊数分いただくかというのも検討の部分になるのですか。

【委員長】

基本的に一泊ずつかかります。泊数という議論にはならないと思います。

基本的に宿泊契約を結んでいるものに対してですから、一泊二食であればそれは食事も含めて宿泊税の対象になります。2万円の境のところで、素泊まりだと1万円台で、一泊二食付きだと2万円を超えるお宿があった場合どうなんだという、議論になるのですが、結論から言うと現地でやっぱり食事を付けますと言って付けた場合は、宿泊税の対象にならない。お客様と宿泊施設さんがいくらで宿泊契約を結んだかということが基準になる。また、お子さんにも宿泊税はかかるというのが、今の通常パターンです。

あとデユースの方、つまり日帰りの方、日中だけ使うという方にはかからないということになります。

【委員】

では、夕食までは食べたけど、そこで帰るという場合はかからないということですか。

【委員長】

そうですね。そういうデユースプランの場合は、宿泊契約にはならないので。

これも他の自治体でFAQやQ&Aが細かくあって、もし疑問があれば、こういうケ

ースはどうですかとか結構細かく、いろいろなケースが出てくるので、見ていただくと良いと思います。

【委員】

すいません、委員長に質問という形で皆さんで情報を共有したいのですが、今、デユースの話がでましたが、日本の観光の傾向として、一つ見えてくるのは、民泊という話なんですけど、やっぱり安い所を選んで長く滞在したい、一か所に滞在したいとなっていて、今までは転々と回っていたのが、長くということで設定が変わりつつあって、一泊の方より、5泊の方のほうが安くなったりとか、また、今は泊食分離で泊だけは契約しているけどレストランは別ですと、でも実際には金額がオーバーしているのですが、最初の契約で泊だけを計算すると、非常に価格に対してシビアになってきたと、逆に言うと高い料金なら、料金としての満足度を求められるという、これは全体の傾向として考えなければならないと。

そうなったときに税金を申告する側、義務者になっている側からすると、これが質問の1点目になるんですけど、毎月の申告って、商店街の活性化をやっているのですが、インボイスになってからはこれを機にやめるというところもあって、勉強会を10回くらいやることになってきているんですね。毎月ではなく3か月待っていただくという方法もあるということですけど、他の税金も非常に細かくなっている中で、実際に湯河原でという場合なのですが、メガ観光地は意外と代理店が入ったり、商店街でまとめて世話をしてくれたりとか、いろいろなことをやって何とかケアしているのですが、そういうような現実的なことは次の議題になるのかもしれませんが、今日少しこういう話を出しておいて、アンケートに反映したらどうかなというのが、2点目です。

今日質問して、結論がでるということではなく、徴収側の現実問題これが2点目です。

3点目は、今人口減少の中で令和8年から実施していくのですが、メガ観光地と比べると、今比較したほうがいいなというのは、熱海と小田原と伊豆湯河原ですね。このエリアの特徴みたいなものを、観光立町という形で既に議論はしているんですけど、今後10年くらいでどんな傾向があるのか、これは委員長に質問というより、こういうのも伏線として議論して結果、捕らぬ狸の皮算用で1億2千万円になっているんですけど、もしかしたらもっと取れるかもしれないし、逆にもっと減ってしまうかもしれないということで、今日は皆さんの議論の誘い水になったらいいなということで話させていただきました。

【委員長】

すいません、1点目って何でしたっけ。徴収のこととか、エリア全体の話ですかね。

【委員】

そうです。どうしても大きな観光地とは違うので、これからの傾向ですね。民泊が増えてきたり、価格の競争が激しくなったり、高ければ高いだけの湯河原らしさを税金をとるのだからとか、質問に答えていただくというよりは、こういうことを委員会で議論してくださいということを経営者から誘い水にしてくださいということです。

【委員長】

宿泊税の議論というのは、まさに観光政策をどうするかの本質議論と直結していますので、長期ビジョンをしっかりと作らないといけないというのが大事なポイントで、今後外資が入ってきたりとか、大型ホテルがくるということはないかもしれませんが、そういったことも踏まえておかないといけないですし、熱海とのバランスも考えつつ、他のところが段階をつけて大きな税収をあげていって、あの時ちょっとこうしておけば良かったとなることも考えられる。一応最初は3年間で1回見直しをして、その後は5年間で見直しとなっているので、最初は3年で制度を見直しましょうということができるのですが、他の自治体がそのあたり議論になっているか承知していないのですが、その傾向は注意して見ていきましょう。

2点目の徴収のところは、福岡では銀行振り込みしかできないのは何事かという議論になりまして、今時電気、ガスもコンビニで払えるのと言われて、それは継続議論になりました。宿泊施設さんの負担を軽くするのであれば、支払い方も工夫してくださいという注文もついていたと思いますが、基本的には税金なので。毎月支払わないといけないようなので、ここは今後どう折り合いをつけるかということですね。

これは当然コストがかかってきて、それでまた手数料が引かれていくと税収も減っていくということもありますから、これは議論かなと。

【委員】

商店街の問題でいうと、税理士さんに支払う料金が高くなったりとか、こういうことを視点として持っておくと良いかなと、徴収の義務者になるので、義務というのは結構負担ですよ。

【委員長】

先ほども説明がありましたが、これも滞納すると罰則があつて、宮城県のある宿泊施設さんはテレビのインタビューで、「とてもプレッシャーです」と答えておりましたが、実際には入湯税もあるわけですし、宿泊税の場合はそれに対する事務コストをフォローするというのもやりますので、入湯税ではその辺がない中で、皆さん特別納税義務者を担っている訳ですから、宿泊税の場合は、そこをちゃんとフォローして、場合によっては、DX化とかシステム改修といったものもちゃんとフォローしていくということですね。

【委員】

ありがとうございます。

今日全部お答えいただかなくても、この辺を議論して、次の議題のアンケートに少し反映すると良いかなと思います。

【委員長】

他に何かありますか。

【委員】

今のことについて、今日は湯河原温泉旅館協同組合を代表して出席させていただいておりますが、資料の6ページで、旅館・ホテル99件、簡易宿所28件、合計127件とありますが、そのうち、今現在半数以上の65件が湯河原温泉旅館協同組合に加盟してくださっています。

湯河原温泉旅館協同組合では、入湯税の特別徴収の窓口になっておりまして、現在、湯河原町さんと一緒に宿泊DXに取り組んでおりまして、入湯税の集計に関しては、ある程度自動化が図られるようになっています。

この宿泊DXを更に進化させて、宿泊税の集計、徴収にも活用できれば、少なくとも旅館協同組合加盟施設に関しては、そのこのところの手間が省けるのではないかと考えています。

【委員長】

旅館協同組合に加盟していないところは、どういうホテルなんですか。

【委員】

名前は言えないですが、分譲型の大きな宿泊施設さんが湯河原にあるのですが、そこは加盟していなくて、部屋も多くて、宿泊人数も多いので、そこは必ず捕捉するようにしていただきたいと思います。

【委員】

民泊も納税義務者になる訳ですが、何人宿泊しているかというのは、他の自治体ではどのように把握しているのですか。

【委員長】

多分、今は把握できていないと思います。

これは、福岡もそうなんですが、予算で民泊パトロールみたいな人件費を組んだりし

て、あとはエアビーアンドビーとかバケーションレンタルで登録されているところとちゃんと合っているかと、結構アナログなんです。

【委員】

人数まで登録あるんですか。

【委員長】

いや、人数までなかなか見えないので、今回の宿泊税をちゃんと納入してもらうことで把握できればと思います。

【委員】

泊っているか、泊っていないかというのは、把握しやすいと思いますが、何人泊っているかというのは把握しづらいですね。

【委員長】

そうですね。

宿泊税を導入することで、そこをしっかりと把握できるようにするというのがポイントかもしれないですね。

【委員】

嘘をついたら、脱税ということですか。

【委員長】

そういうことですね。

【委員】

そこは結構肝になってくる場所ですね。

【委員長】

闇でやっている人達もいるので、どうもあそこでスーツケースを持った人が出入りしているらしい、でもエアビーとかに入っていないということで検査に入るとか、宿泊税の条例違反になりますので、そういう抑止力になると思います。

【委員】

あともう一つこの議論とは離れるかもしれませんが、入ってきたお金をどのように使うのかとなった時に、一般論で言うと町と議会で決めるのが予算になりますが、そこに

観光事業者がどう絡むのかというのを条例の文章か何かに書いておいてほしいというの
はあります。

東京都なんかは、必ずそこに1回審議会みたいなものを通して意見を聴くということが
書いてあるので、そういうことを条例に入れていただきたい。

【委員長】

これは、施策の決め方のところで、新しく会議体を作って審議していくことが大事か
なと思います。

【委員】

例えば、去年いくら入りました、これをどうやって使いましょうかというのを最終的
に決めるのは議会だと思いますが、その前段階で審議会のようなものを作ってほしい。

【委員長】

宿泊税を3年に1回の見直しということではなくて、施策に民意というか、特に徴収
に関わっている方の意見を集約する場の作り方ですね。

【委員】

町も今年はこれとこれに使っていきたいというのがあると思うのですが、それを議会
に説明して決めるとしていますが、その前段階を作ってほしい。

【委員長】

それも重要な視点かと思います。

他に何かありますか。

【委員】

先ほどの議論で、例えば入湯税だと大人で、教育旅行とかも取っていないんですが、
全部から取るとなると、今60万人で設定してますが、80万とか90万とかになっていく
と思うんですよね。子供も入れるは、例えば民泊も入れるはとなっていくと財源も今の
想定よりは、増えていくと思います。

【委員長】

このエリアだと修学旅行の宿泊はあるほうですか。

【委員】

あると言えば、ありますね。

【委員】

小田原も結構増えていますよね。

歴史と文化ということで、実際には他を回るんですけど、宿泊は小田原でというのがあるようです。

【委員】

箱根が高いので、教育旅行では箱根から漏れてくるのがある感じで、泊ってから行くのは湘南、鎌倉とか江の島ですね。

【委員長】

いろいろな視点がありますけど、免税点は設けないほうが良いのではないかな。特に課税免除も設定しないほうが良いのではないかなということですね。

それから熱海の一律 200 円というのものもあるけども、5 万円以上くらいからは客層も変わってくるので、少し金額を変えても良いのではないかなという意見が出ました。

徴収方法に関しては、原則毎月ということになっていますが、支払い方の柔軟性みたいなものが、各自治体でも議論があるということですので、こちらも研究していく必要があるのかなと思います。

あと、ここで心配する必要はないのですが、県が導入するとなった場合のことも想定して、湯河原が先に導入した場合は二重課税ということになるので、更に県が上乗せしてくることになるので、北海道がそのパターンで一律 100 円取りたいということで、今説明会をずっとされているようなので、倶知安は税率、となりのニセコ町は定額にしますけど、あと釧路市は入湯税のかさ上げといろいろなパターンがあって、そこに道が一律 100 円ということで、宿泊施設さんも最終的には受け入れざるを得ないのかなと思いますけど、ここで心配してもしようがないのですが、一応頭の片隅に置いておいてください。

あと 11 ページの特別徴収交付金ですけど、先ほど私からも言いましたが、先行で導入されているところは、ここでは 3 %前後となっていますが、2.5%にしているんだけど、最初の初動のところはコストがかかるので、プラス 1 %とかで 3.5%のようにちょっと高くして、5 年経ったら減らしますよという話をしているんだけど、それを継続してほしいという意見が出てきたりとそういう意味のことです。

また、システム整備のところに関しては、どれくらい改修のコストがかかるかというのは分かりませんが、ちょっと項目を 1 個増やすぐらいなのでそんなにコストがかかることではないと思いますが、先ほどの旅館協同組合さんの話を聞くと、そこまでないと思うのですが、一応補助率 10/10 ということになっていますので、裏負担なくフォローすることが想定されています。

あと 12 ページのところが、既存事業が減っていく可能性があるのかないのかというところで、既存事業の拡充と新規事業という書き方をしていますが、これ他のところもそう、既存事業に更にちょっと上乗せすることによって、より良くなるものに関しては、既存事業にも一部宿泊税を上乗せして事業を拡大していくことによって、これが新たな新規事業とは明確にして予算化をされるということが、よくあることなのかなと思います。

単純計算で既存事業にこの想定で、いくら積まれるかというのは分かりませんが、歳入と歳出のイメージが示されています。

あとスケジュールのところは、最短で令和 8 年 4 月を目指すという、これぐらいのスピードでやっていくのが良いかなと思います。

総務省との協議に 3 か月くらいかかりますから、いろいろな準備のことを考えると時間は意外とあるようで、ないということで、今回の委員会は 4 回やって、そのあとの取りまとめと総務省協議ということで、かなりのスピード感をもってシミュレーションされているなと思いました。

皆さんの中で、ご意見というか、先ほどの政所さんのように、こんな視点も後々を持っていたら良いのではないかという問題提起も含めて何かありますか。

【委員】

さらに質問なのですが、先ほど加盟していない所という話に触れられたのですが、そこについて質問してよいですか。

【委員】

どうぞ。

【委員】

そういう所にも今回を機に呼び掛けていくというのは可能なのでしょうか。

【委員】

そうですね。ぜひ仲間入りしていただきたいと思っています。

【委員】

そうするとメリットみたいなものが、これからの議論ということで、メリットが出てくると良いですね。

それが使途にも関係するでしょうし、どう還元されるのか

【委員長】

俗に言うフリーライダーをいかに無くすのかということですね。

宿泊税は、このフリーライダーを無くしていく、きっかけになっていくということなのでしょうね。

今まで旅館協同組合さんが地域のために一生懸命活動されてきて、加盟していない方はそのメリットを勝手に享受しているという可能性も当然ある訳でして、箱根でもその話はよく聞きます。

【委員】

旅館協同組合に加盟していなくても、鉱泉浴場があれば現状入湯税を納税しているはずなんです、その実態は私たちは分かりませんし、鉱泉浴場がないところは観光協会にも入らず、旅館協同組合にも入らず、入湯税も払わずということで、何の負担しないで、それを享受しているという面もありますので、なんとか宿泊税を導入して、仲間入りもしていただければと思います。

【委員】

今回そういうきっかけというか、スタートラインになると良いと思いました。

あと、さっき触れられた分譲型の案件ですが、湯河原の規模だとすごく大きいですね。

他の地域であれば、たくさんあると思うのですが、そういう所も、これは一人の委員の意見ということで、聞き流すべきところは聞き流していただいて、そういうところもこれを機に呼び込んで、何か協力体制になってくれると、湯河原の泊数からすると結構大きいじゃないですか、言える範囲で。

【委員長】

これにコメントさせていただくと、マンスリーマンションとかウィークリーマンションの問題があって、いわゆる短期賃貸住宅というやつですが、これが営業実態によって判断するというのがありまして、旅館業法上、旅館とみなされていないんだけど、営業実態によっては、本来完全に旅館業法の適用ですよということ、宿泊税の課税対象になる場合もありますよと、福岡でも言っているし、これを機に確認するという事になっていきます。

【委員】

法定外ではある訳ですよ。

【委員長】

ウィークリーマンションなんでホテルや旅館ではないですと言っている人が都市部で

はいる訳ですが、その営業実態を見ると完全に宿泊としてやってますよね、みたいなものに、申し訳ないけど宿泊税の対象になりますよと、その辺は、宿泊実態を把握して課税対象の施設かどうかというのを全部特定していく必要がある訳ですね。

【委員】

なかなか公式な委員会では話しにくいんですけど、湯河原の規模だと、私もかねがね気になっていたのですが、規模としては大きい数になるのかなというのが、個人的意見です。

【委員長】

これは、とっても大事な視点なので、それは行政側の作業になるかもしれませんが、実際に導入するにあたっては、その施設を特定していく必要があるということだと思います。

それから民泊に関しても、先ほど言ったように、しっかりパトロールというかチェックして、不法民泊を撲滅するということを、これを機にしなければならないということですね。

これで、他特になれば次はアンケートの話になりますので、さき程、政所委員からもありましたが、アンケートに盛り込むことの議論も重要なポイントになりますので、こちらに移りたいと思います。

それでは、次の議題(4)に移りたいと思います。

(4) アンケート（案）について

【事務局】

…資料No.4に基づき説明。

【委員長】

ありがとうございます。

こちらのアンケートの項目、宿泊事業者向けと観光客向けということですが、それぞれについてご意見をいただければと思います。

宿泊事業者さん向けのほうはいかがですか。もっと聞いたほうが良いことがありますかな気がします。

この希望する観光振興への取組というのは、宿泊税をどのように使ってほしいかという意味で良いですね。

あと、例えばこれを機に価格帯についても聞ける範囲で聞くというのはどうですか。

【事務局】

宿泊料金区分ごとの延宿泊者数を聞きながら、価格帯等が把握できれば定率制を導入した際の税収額を推測できるかなと思っています。

【委員長】

先ほどの議論の中で、5万円以上と以下で分けたら良いという意見がありましたけど、一応制度検討のために、どんな割合になるのか2万円以下、2万円から5万円、5万円以上と3段階くらいに分けたほうが良いかもしれませんね。

あと宿泊施設さんは、調査票は紙のほうが良いですか。それともグーグルフォームみたいなほうが良いとかありますか。

【委員】

両方あれば、なお良いと思います。

【事務局】

紙にQRコードで入力フォームでも回答できるような形で考えさせていただきます。

【委員長】

そうですね。そのほうが集計もしやすいですしね。

まあまあ、あまり聞きすぎても大変とは思いますが、よろしいですかね。

あと聞き方が難しいのですが、影響するか、しないかと聞くと、影響するという答えが多いので、そうすると大半が影響すると思っているみたいな、ネガティブな結果に見えるので、イエスかノーかではなく、回答は吟味したほうが良いかもしれないですね。

大体導入前に聞くと、「それぐらいなら影響はないと思います」とか「どちらかというど影響はないと思います」とかもありますが、「よく分からない」という答えが結構多くなると思います。現実的なんですね。実際に導入してみないと分からないですし。

宿泊施設さんの価格帯によって、クロス集計されると思うんですけど、当然金額が低い方のほうが、影響があると答えると思いますが、クロス集計もしてみると良いと思います。

【委員】

観光客向けのアンケートの中で、ターゲットを絞るのに、例えば親と来ますとかカップルで来ます、家族と来ますとか、それを追加したほうが、後々のために良いと思います。

【委員長】

それは、どういう目的の方が多いかということですか。

ビジネスユースの方が多いのか、レジャーの方が多いのかということですかね。

カップルなのか、家族なのかみたいなどころまで答えられたら、もっと良いという感じですかね。

ビジネスユースが多いのか、レジャーが多いのかというのは、結構なポイントになるかもしれないですね。

【委員】

年代も聞いているので、このくらいの層の人においてはどうなのか、それに伴って宿泊施設のほうとしては、一部屋として一人で来てるのか、二人で来てるのかという傾向が分かるので、そこは入れておいたほうが良いと思います。

【委員長】

一部屋当たりの利用人数ということですね。

【委員】

そうです。何人利用が多いかということです。

【委員】

質問というか、提案になるのですが、お客さんのほうに「宿泊税を支払ってもよいと思う額」というのは、これは意外と難しくないですか。

【委員長】

これは、結構聞いているところがあります。

【委員】

それを金額で示すのか。これはつまり観光客というのは、どういう観光客になるのですか。一般的観光客ですか。

【委員長】

これは、宿泊施設さんに協力していただくわけですね。

【委員】

現在泊っているお客さんということですね。

【事務局】

そうです。それとWebで一般的な方にもお願いしようと考えています。

【委員長】

払いたくないゼロが良いという人もいるでしょうし、100円、200円と段々設定して、他の自治体のアンケートを見ると、200円から500円くらいを許容する声が多いというのがありますが、湯河原に泊っている方が実際どうなのか。

例えば1,000円という話も出たので、宿泊費がいくらくらいの人に対して、いくらくらいだったかという聞き方が良いかもしれないですね。

例えば5万円くらいの部屋に泊まっている方が、1,000円以上払ってもいいよと答えている人が多いとなれば、それでも良いとなるでしょうし。

【委員】

なぜ提案と申し上げたかという、既に実施したり、検討したりしている自治体があるので、ぜひ先行アンケートの情報を事務局として集めたらどうか。そうすると意外と細かいディテールの部分が浮かび上がってくるのではないという提案でございます。

【委員長】

これは北海道とか沖縄、あと京都、福岡もやっているかな、公開もされているので、結構膨大な量にはなりますが、それを研究していただいたら良いかなと思います。

宿泊施設さんは、導入前と導入後で結構意見が変わってくるので、導入前は不安なところが大体想定されるんですが、導入した後も大体こういう意見だなという傾向があります。

アンケートの意味というのは、こういうことをやろうとしていますよという情報のインプットということもあって、アンケート結果も大事なんですが、アンケートをとることに意味があると思います。施策というかこういう考え方があるというのを周知するという意味でプロモーション効果がありますので、それを意識したアンケートをされたら良いと思います。

そういう意味では、宿泊税をなぜ導入しようとしているのかという前提みたいなものもしっかり書かれたほうが良いと思います。

例えば、税収がここまで減ってきましたという問題意識と、観光がこの湯河原町にとって、とても重要でお金もかかってくるという前提をしっかりと考えたうえで作ったほうが良いと思います。

【委員】

もう一点いいですか。この参考資料1のところで、入湯税で、宿泊税と違うんですけ

ども日帰りというのが、結構金額がいろいろと違いますよね。この日帰りの人の対象になるのに微妙なラインというのはあるんですか。

デユースとかグランピングもあるし、湯河原がその辺が今力を入れているところなんですけど、これは今日の議論とは違うかもしれませんが。

【委員長】

宿泊税は、あくまでも宿泊契約に伴う税金なので、日帰りのお客さんには一切関係ないということになります。ただ言い方は難しいですが、日帰り客というのは、結局自治体の歳入にあまり直結しない人たちなんですよね。

地元のお土産物屋さんとか飲食店が潤うとか、雇用の確保というのも大事なんですけど、残念ながらそれが歳入にはなっていないということで、湯河原町役場という地方公共団体として宿泊税を導入しないというのは、観光の投資は回収できないということかなと思うので、日帰り客を伸ばすという施策は宿泊税を使うということにはならないということでしょう。

では、特に今いただいたポイントを研究したうえで、案を考えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員長】

ありがとうございます。

では、議題については以上になります。

6 その他

その他、皆さんから何か言っておきたいことがあれば、お願いします。

特にはないですかね。ありがとうございます。

6 閉 会

それでは以上をもちまして、第1回湯河原町宿泊税検討委員会を閉会いたします。
長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

【事務局】

お忙しい中、ありがとうございました。

まずスタートラインに立ったというところになると思いますが、また、後ほど本日いただいたご意見等をお聞かせいただいて、次の委員会を一応1月を予定しておりますが、そこでまた叩き台になるものをご提示させていただきたいと思っています。

その前に事業者説明会を年末の忙しい時期になっているんですが、その辺を予定させていただいておりますので、その辺はまた各団体さんにご協力いただいて、通知等置いていただくようなかたちになると思いますので、そのあたりもよろしく願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以上